


# 報道機関各位

令和元年(2019年)11月6日(水) 15時00分 配付

項目	感染症発生動向調査に関する水痘注意報の発令について
配付資料	水痘の流行について(注意報)
内容及び報道に当たってのお願い	<p>令和元年(2019年)第44週(令和元年10月28日～11月3日)の感染症発生動向調査で網走保健所管内において水痘患者数(速報値)が注意報レベルに達しましたので、お知らせします。</p> <p>なお、管内市町、教育委員会、医師会、各幼稚園等へ感染予防を徹底するために周知します。</p> <p>※注意報レベル：定点医療機関あたり水痘患者報告数が1週間で1名以上</p> <div data-bbox="422 952 1481 1456" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">＜水痘予防のポイント＞</p><ol style="list-style-type: none"><li>1 水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染(空気感染)するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月から水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。</li><li>2 学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる(痂皮化)まで出席停止と定められています。</li></ol></div>
担当	<p>北海道網走保健所(北海道オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室) 健康推進課長 藤倉 桂子 電話 (0152)-41-0694 FAX (0152)-44-4879</p> <p>※この発表についてのお問合せは、 17:30までに上記へお願いします。</p> <div data-bbox="1117 1668 1460 1915" style="text-align: right;"><p>オホーツク クール</p></div>

# 水痘の流行について（注意報）

令和元年(2019年)11月6日(水) 15時00分

北海道網走保健所

(オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室)

北海道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年第44週（令和元年10月28日～令和元年11月3日）において、網走保健所管内の定点医療機関あたりの水痘患者報告数は、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、網走保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

## 記

### 1 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月から水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

### 2 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

### 3 その他

#### (1) 最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人)

	第40週 (9/30～10/6)	第41週 (10/7～10/13)	第42週 (10/14～10/20)	第43週 (10/21～10/27)	第44週 (10/28～11/3)
網走保健所	0.00	0.50	0.00	0.50	1.50 ※
全道	0.28	0.24	0.30	0.41	-
全国	0.25	0.22	0.22	0.29	-

※第44週の患者報告数は速報値。

第43週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

#### (2) 水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<水痘の注意報・警報レベル>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	1	2	1